

第15回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年10月30日 開会

平成30年10月30日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年10月30日 第15回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時36分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
日程第 5 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
日程第 6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第15回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号5番福田委員、6番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。平成30年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の3件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、芽室町に住所を有する方。賃借人は、恩根内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成20年1月31日に賃貸借されましたが、平成30年10月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書4ページをご覧ください。賃貸人は、富川に住所を有する方。賃借人は、相川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成21年2月2日に賃貸借されましたが、平成30年10月4日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、寿町に住所を有する方。賃借人は、帯富に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、

農地法第3条第1項の規定に基づき、平成18年6月30日に賃貸借されましたが、平成30年10月4日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○伊藤委員 今、審議事項になったんで改めて条文確認するんですけど、農地の解約の理由なんですけど、3ページの右側の3、法18条第1項ただし書に該当する理由の詳細とあります。法18条第1項ただし書というのは、本来は、解約には許可を受けなければいけないんですけど、このただし書に該当する場合は許可を受けなくてもいいよという規定なんです。3ページの方には、合意による解約が土地引渡期限の6ヶ月以内に成立した合意であり、その旨が書面により明らかであると。土地引渡期限は、賃貸借契約の終わりの平成30年11月30日ですから、これは、この理由で該当するかなと思うんですが、4ページ、5ページのこの通知書に関しては、賃貸借の終了が平成31年11月30日、5ページが平成33年11月30日なんですよ。そうすると、このただし書きに該当する理由がちょっと該当しないのかという感じがするんですね。

○小川係長 引渡しの期限なんですけど、これにつきましては、土地の引渡しの時期、こちらから6ヶ月以内という形です。

○伊藤委員 解約して、土地を返す、返す引渡しということですか。

○小川係長 そうです。

○伊藤委員 賃貸借契約が平成33年11月30日、5ページだと。そうすると、平成33年11月30日の6ヶ月以内に解約の通知をするということであれば、これに該当すると思うんですけど。

○小川係長 そうではなくて、土地の引渡しする時期ですよ。

○伊藤委員 返す時期。

○小川係長 そうです。

○伊藤委員 もう一回、引渡し時期について、説明してもらっていいですか。

○小川係長 こちらにつきましては、土地の引渡しの時期、こちらの時期が、今回ですと同日になっているんですけど、解約された時期というのが、土地の引渡し時期の期限から6ヶ月以内に解約していますよということが、なっていれば成立したということになりますので、今回でいいますと、同日なんでこちらは大丈夫だと思います。契約期間自体はですね、終わりの期間はまだあるんですけど、実際に土地の解約して引渡しする時期、こちらが解約した日よりも6ヶ月以内になっているかというところを見るんですよ。

○小川議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。

○小川係長 只今の伊藤委員からのご質問についてですが、合意解約につきましては、土地の引渡期限の6ヶ月以内に合意による解約が成立した合意であれば、それが、この通知書によります

書面により明らかである場合につきましては、それが解約が成立してまいります。以上でございます。

○小川議長 その他、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成30年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。

番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、堆肥処理を目的とした固液分離装置の設置に伴い、産出される液分を貯蔵するラグーンを建設するためであります。選定用地につきましては、現農業用施設用地では規模に見合った敷地を確保することができず代替地も無いことから、選定用地を選択したのですが、おおむね5.4ヘクタールから9,934平方メートルを用途変更するものであり農用地の集団化には問題がなく、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。また、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合は、議案書7ページから13ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願ひ致します。

なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、変更に係る面積が10,000平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされ、変更が決定となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書14ページをご覧ください。議案第3号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号3番、申請人は、新町に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、ラグーン建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするときあり、不許可の例外でございます。議案書15ページから18ページに資料として、位置図、施設配置図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、11月22日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

○山村委員 一つ疑問に思ったので質問させていただきますが、先程の合意解約の関係なんですけど、今までと違って承認を得るといふか総会前に決定するということなんですけれども、そうなった時に、土地の引渡しの時期というのは、総会前になっていると、もし何かの都合で合意解約が認められないとなった時に、引渡し時期が総会前になっていると何か不都合な事があるような気がしたんですが、それは総会でいいかどうか承認をする、しないという部分なのか、ただ単純に出てきたものを認めるということなのか、もし総会で承認をするということであれば、引渡し

時期が前になっていると物の流れとしてはつじつまが合わない気がしたんですが。

○小川議長 総会で諮って総会で決めるという事で、もし否決となったときにどうかという話ですね。引渡しが決まっているんだけど、双方の中では何もない、だから引渡しの時期も決めてある。そして書類が上がってきて、総会に諮るという事ですね。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。

○小川係長 只今の山村委員さんのご質問についてでございますが、今回からの議案として審議の対象とさせていただくということでございまして、この審議の対象というのは、あくまでもこの合意解約の要件となっております土地引渡し期限前6ヶ月以内に合意解約が成立していると、その事が書面において明らかであるという事で問題がないということを確認していただくこととなりますので、土地の引渡し時期が先程ご質問のありました総会よりも前であってもその辺の書面において要件をクリアしていれば問題はないというようになっております。以上でございます。

○小川議長 よろしいですか。その他、皆様方から何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第15回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時36分閉会